

資料

平成 2 7 年第 3 回定例市議会議案
条例新旧対照表

議案第 5 3 号	藤井寺市個人情報保護条例の一部改正について	
	藤井寺市個人情報保護条例の一部改正案（第 1 条関係）	1
	藤井寺市個人情報保護条例の一部改正案（第 2 条関係）	7
	藤井寺市個人情報保護条例の一部改正案（第 3 条関係）	9
	藤井寺市個人情報保護条例の一部改正案（第 4 条関係）	1 3
議案第 5 4 号	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について	
	職員の退職手当に関する条例の一部改正案（第 1 条関係）	1 5
	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正案（第 2 条関係）	1 6
	職員の再任用に関する条例の一部改正案（第 3 条関係）	1 9
議案第 5 5 号	藤井寺市手数料条例の一部改正について	
	藤井寺市手数料条例の一部改正案（第 1 条関係）	2 0
	藤井寺市手数料条例の一部改正案（第 2 条関係）	2 2
議案第 5 6 号	藤井寺市景観条例の一部改正について	
	藤井寺市景観条例の一部改正案	2 4

議案第 53 号

藤井寺市個人情報保護条例の一部改正について

○藤井寺市個人情報保護条例（平成11年藤井寺市条例第2号） 新旧対照表（公布日施行）
（第1条関係）

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第5条）</p> <p>第2章 個人情報の適正な取扱い（第6条—第10条）</p> <p>第3章 個人情報の開示、訂正及び<u>利用停止</u></p> <p> 第1節 開示（第11条—第18条）</p> <p> 第2節 訂正（第19条—<u>第21条の2</u>）</p> <p> 第3節 <u>利用停止</u>（第22条・第23条）</p> <p>第4章 不服申立（第24条）</p> <p>第5章 藤井寺市個人情報保護審査会（第25条）</p> <p>第6章 補則（第26条—第29条）</p> <p>第7章 罰則（第30条—第33条）</p> <p>附則</p> <p>（利用及び提供の制限）</p> <p>第8条 実施機関は、保有個人情報を収集した目的以外に利用し、又は実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第5条）</p> <p>第2章 個人情報の適正な取扱い（第6条—第10条）</p> <p>第3章 個人情報の開示、訂正及び<u>目的外利用等中止</u></p> <p> 第1節 開示（第11条—第18条）</p> <p> 第2節 訂正（第19条—<u>第21条</u>）</p> <p> 第3節 <u>目的外利用等中止</u>（第22条・第23条）</p> <p>第4章 不服申立（第24条）</p> <p>第5章 藤井寺市個人情報保護審査会（第25条）</p> <p>第6章 補則（第26条—第29条）</p> <p>第7章 罰則（第30条—第33条）</p> <p>附則</p> <p>（利用及び提供の制限）</p> <p>第8条 実施機関は、保有個人情報を収集した目的以外に利用し、又は実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。</p>

改正後	改正前
<p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 同一の実施機関内で利用し、又は他の実施機関、<u>国若しくは地方公共団体に提供する場合で、保有個人情報を利用し、又は提供することが当該実施機関又は国若しくは地方公共団体の所掌事務の遂行に必要かつ不可欠のものであり、かつ、当該利用又は提供によって本人又は第三者の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 個人情報の開示、<u>訂正及び利用停止</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(訂正請求権)</u></p> <p>第19条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有している自己に係る保有個人情報について、事実に関する誤りがあると認めるとき又は第7条の規定に違反して収集され、保管されていると認められるときは、当該保有個人情報の<u>訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）</u>の請求をすることができる。</p> <p>2 実施機関は、前項の規定による請求（以下「<u>訂正請求</u>」という。）があったときは、速やかに当該誤りの<u>訂正</u>をしなければならない。ただし、<u>訂正につき法令等に特別の定めがあるとき又は実施機関に訂正の権限がないとき等は、訂正をすることができない。</u></p> <p>3 第11条第2項の規定は、<u>訂正請求</u>について準用する。</p> <p style="text-align: center;"><u>(訂正請求の方法)</u></p> <p>第20条 <u>訂正請求</u>をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した<u>訂正請求書</u>を提出しなければならない。</p>	<p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 同一の実施機関内で利用し、又は他の実施機関に提供する場合で、保有個人情報を利用し、又は提供することが当該実施機関の所掌事務の遂行に必要かつ不可欠のものであり、かつ、当該利用又は提供によって本人又は第三者の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。</p> <p>(6) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 個人情報の開示、<u>訂正及び目的外利用等中止</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(訂正等請求権)</u></p> <p>第19条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有している自己に係る保有個人情報について、事実に関する誤りがあると認めるとき又は第7条の規定に違反して収集され、保管されていると認められるときは、当該保有個人情報の<u>訂正又は削除（以下「訂正等」という。）</u>の請求をすることができる。</p> <p>2 実施機関は、前項の規定による請求（以下「<u>訂正等の請求</u>」という。）があったときは、速やかに当該誤りの<u>訂正等</u>をしなければならない。ただし、<u>訂正等につき法令等に特別の定めがあるとき又は実施機関に訂正等の権限がないとき等は、訂正等をすることができない。</u></p> <p>3 第11条第2項の規定は、<u>訂正等の請求</u>について準用する。</p> <p style="text-align: center;"><u>(訂正等の請求の方法)</u></p> <p>第20条 <u>訂正等の請求</u>をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した<u>訂正等請求書</u>を提出しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>訂正請求</u>に係る箇所及びその内容</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 <u>訂正請求</u>をしようとする者は、実施機関に対し、<u>訂正</u>を求める内容が事実と合致することを証明する資料を提出し、又は提示しなければならない。</p> <p>3 第14条第2項の規定は、<u>訂正請求</u>をしようとする者について準用する。</p> <p>(<u>訂正請求</u>に対する決定等)</p> <p>第21条 実施機関は、前条の規定による<u>訂正請求</u>があったときは、必要な調査を行い、当該<u>訂正請求</u>を受理した日から起算して15日以内に<u>訂正</u>を行うかどうかの決定を行わなければならない。</p> <p>2 実施機関は、事務処理上の困難その他正当の理由により前項に規定する期間内に同項に規定する決定をすることができないときは、その期限を15日間を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、<u>訂正請求者</u>に対して、同項の期間内に<u>訂正決定</u>ができない理由及び延長する期間を通知しなければならない。</p> <p>3 実施機関は、<u>訂正請求</u>に係る保有個人情報を<u>訂正</u>するときは<u>訂正決定</u>を、<u>訂正しない</u>ときは<u>訂正請求拒否</u>の決定をし、速やかに、<u>訂正請求者</u>に対して、その旨を書面で通知しなければならない。</p> <p>4 実施機関は、<u>訂正請求拒否</u>の決定をしたときは、前項の書面にその決定の理由を付記しなければならない。</p> <p>(<u>保有個人情報の提供先への通知</u>)</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>訂正等の請求</u>に係る箇所及びその内容</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 <u>訂正等の請求</u>をしようとする者は、実施機関に対し、<u>訂正等</u>を求める内容が事実と合致することを証明する資料を提出し、又は提示しなければならない。</p> <p>3 第14条第2項の規定は、<u>訂正等の請求</u>をしようとする者について準用する。</p> <p>(<u>訂正等の請求</u>に対する決定等)</p> <p>第21条 実施機関は、前条の規定による<u>訂正等の請求</u>があったときは、必要な調査を行い、当該<u>訂正等の請求</u>を受理した日から起算して15日以内に<u>訂正等</u>を行うかどうかの決定を行わなければならない。</p> <p>2 実施機関は、事務処理上の困難その他正当の理由により前項に規定する期間内に同項に規定する決定をすることができないときは、その期限を15日間を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、<u>訂正等請求者</u>に対して、同項の期間内に<u>訂正等決定</u>ができない理由及び延長する期間を通知しなければならない。</p> <p>3 実施機関は、<u>訂正等の請求</u>に係る保有個人情報を<u>訂正等</u>するときは<u>訂正等の決定</u>を、<u>訂正等しない</u>ときは<u>訂正等請求拒否</u>の決定をし、速やかに、<u>訂正等請求者</u>に対して、その旨を書面で通知しなければならない。</p> <p>4 実施機関は、<u>訂正等請求拒否</u>の決定をしたときは、前項の書面にその決定の理由を付記しなければならない。</p> <p>5 <u>訂正等の請求</u>の場合において、第11条第2項の規定を準用する。</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="107 229 1106 341"><u>第21条の2 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</u></p> <p data-bbox="183 427 394 459">第3節 <u>利用停止</u></p> <p data-bbox="152 523 362 555"><u>(利用停止請求権)</u></p> <p data-bbox="107 587 1106 810"><u>第22条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の条例又はこれに基づく規則の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</u></p> <p data-bbox="138 842 1106 954"><u>(1) 当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第7条の規定に違反して保有されているとき、又は第8条第1項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去</u></p> <p data-bbox="138 976 1106 1050"><u>(2) 当該保有個人情報が第8条第1項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止</u></p> <p data-bbox="107 1075 792 1107"><u>2 第11条第2項の規定は、前項の請求について準用する。</u></p> <p data-bbox="152 1212 407 1244"><u>(利用停止請求の方法)</u></p> <p data-bbox="107 1273 1106 1378"><u>第23条 前条の規定による請求（以下「利用停止請求」という。）をしようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した利用停止請求書を提出しなければならない。</u></p>	<p data-bbox="1205 427 1514 459">第3節 <u>目的外利用等中止</u></p> <p data-bbox="1173 523 1456 555"><u>(目的外利用等中止請求)</u></p> <p data-bbox="1128 587 2128 740"><u>第22条 記録されている保有個人情報に係る本人は、実施機関に対し、第8条第1項の規定によらないで、自己に関する保有個人情報について、個人情報取扱事務の目的外の利用又は提供（以下「目的外利用等」という。）がされようとし、又はされていると認めるときは、その目的外利用等の中止を請求することができる。</u></p> <p data-bbox="1128 1075 2128 1149"><u>2 第14条第2項の規定は、前項の規定による請求（以下「目的外利用等中止請求」という。）について準用する。</u></p> <p data-bbox="1173 1212 1523 1244"><u>(目的外利用等中止請求の方法)</u></p> <p data-bbox="1128 1273 2128 1347"><u>第23条 目的外利用等中止請求をしようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した目的外利用等中止請求書を提出しなければならない。</u></p>

改正後	改正前
<p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>利用停止請求</u>に係る保有個人情報を特定するための事項</p> <p>(3) <u>利用停止請求の理由</u></p> <p>(4) (略)</p> <p><u>2 第14条第2項の規定は、利用停止請求をしようとする者について準用する。</u></p> <p><u>3 第21条の規定は、<u>利用停止請求</u>に対する決定等について準用する。</u></p> <p>(不服申立てに関する手続)</p> <p>第24条 開示請求、<u>訂正請求</u>又は<u>利用停止請求</u>（以下「開示請求等」という。）に対する決定に対して行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく不服申立てがあった場合は、次に掲げるときを除き、当該不服申立てに係る処分庁又は審査庁は、審査会に諮問して、当該不服申立てに対する決定又は裁決をしなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 開示請求等拒否の決定を取り消し、当該保有個人情報の開示、<u>訂正</u>又は<u>利用停止</u>の決定をするとき（開示請求拒否の決定を取り消し、当該保有個人情報の開示の決定をする場合にあつては、当該保有個人情報の記録に第三者に関する情報が記録されているときを除く。）。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(藤井寺市個人情報保護審査会の設置)</p> <p>第25条 前条に規定する諮問に応じて不服申立て及び実施機関の認定に係る事項について審査するため、<u>地方自治法第138条の4第3項本文の規定に基づき、藤井寺市個人情報保護審査会を置く。</u></p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>目的外利用等中止請求</u>に係る保有個人情報を特定するための事項</p> <p>(3) <u>目的外利用等の中止を求める理由</u></p> <p>(4) (略)</p> <p><u>2 第21条の規定は、<u>目的外利用等中止請求</u>に対する決定等について準用する。</u></p> <p>(不服申立てに関する手続)</p> <p>第24条 開示請求、<u>訂正等請求</u>又は<u>目的外利用等中止請求</u>（以下「開示請求等」という。）に対する決定に対して行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく不服申立てがあった場合は、次に掲げるときを除き、当該不服申立てに係る処分庁又は審査庁は、審査会に諮問して、当該不服申立てに対する決定又は裁決をしなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 開示請求等拒否の決定を取り消し、当該保有個人情報の開示、<u>訂正等</u>又は<u>目的外利用等の中止</u>の決定をするとき（開示請求拒否の決定を取り消し、当該保有個人情報の開示の決定をする場合にあつては、当該保有個人情報の記録に第三者に関する情報が記録されているときを除く。）。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(藤井寺市個人情報保護審査会の設置)</p> <p>第25条 前条に規定する諮問に応じて不服申立て及び実施機関の認定に係る事項について審査するため、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項本文の規定に基づき、藤井寺市個人情報保護審査会を置く。</u></p>

改正後	改正前
<p>2～10 (略)</p> <p>(他の制度との調整等)</p> <p>第28条 この条例は、法令等の規定により個人情報を記録した情報の閲覧若しくは縦覧若しくは写しの交付又は<u>保有個人情報の訂正</u>の手続が定められている場合には、適用しない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>2～10 (略)</p> <p>(他の制度との調整等)</p> <p>第28条 この条例は、法令等の規定により個人情報を記録した情報の閲覧若しくは縦覧若しくは写しの交付又は<u>記載の訂正又は個人情報の記録の削除</u>の手続が定められている場合には、適用しない。</p> <p>2 (略)</p>

○藤井寺市個人情報保護条例（平成11年藤井寺市条例第2号） 新旧対照表（平成27年10月5日施行）
 （第2条関係）

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 個人番号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいう。</u></p> <p><u>(8) 特定個人情報 番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</u></p> <p><u>(9) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書に記録されているものに限る。</u></p> <p>(収集の制限)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 実施機関は、個人情報（<u>特定個人情報を除く。以下この条において同じ。</u>）を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p><u>5 実施機関が行う特定個人情報の収集に関する制限については、番号法第20条に定めるところによる。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(収集の制限)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>

改正後	改正前
<p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第8条 実施機関は、保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を収集した目的以外に利用し、又は実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(特定個人情報の提供の制限)</p> <p>第8条の2 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。</p>	<p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第8条 実施機関は、保有個人情報を収集した目的以外に利用し、又は実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

○藤井寺市個人情報保護条例（平成11年藤井寺市条例第2号） 新旧対照表（平成28年1月1日施行）
 （第3条関係）

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 個人に関する情報（個人の事業者の当該事業に関する情報（当該個人の特定個人情報（第8号に規定する特定個人情報をいう。）を除く。）を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るものをいう。</p> <p>(2)～(9) (略)</p> <p><u>(特定個人情報の利用の制限)</u></p> <p>第8条の2 <u>実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要である場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために特定個人情報を利用することができる。ただし、特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認めるときは、この限りではない。</u></p> <p>(特定個人情報の提供の制限)</p> <p>第8条の3 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 個人に関する情報（個人の事業者の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るものをいう。</p> <p>(2)～(9) (略)</p> <p>(特定個人情報の提供の制限)</p> <p>第8条の2 (略)</p>

改正後	改正前
<p>(開示請求)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人 <u>(保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人(未成年者又は成年被後見人にあっては、その法定代理人)の委任による代理人)</u> は、本人に代わって前項の規定による開示請求をすることができる。</p> <p>(開示請求の方法)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 開示請求をしようとする者は、前項の請求書を提出する際、実施機関に対し、当該開示請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人 <u>(保有特定個人情報にあっては、法定代理人又は本人(未成年者又は成年被後見人にあっては、その法定代理人)の委任による代理人)</u> であることを証明するために必要な書類を提出し、又は提示しなければならない。</p> <p>(利用停止請求権)</p> <p>第22条 何人も、自己を本人とする<u>保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。)</u>が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して他の条例又はこれに基づく規則の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(開示請求)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示請求をすることができる。</p> <p>(開示請求の方法)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 開示請求をしようとする者は、前項の請求書を提出する際、実施機関に対し、当該開示請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類を提出し、又は提示しなければならない。</p> <p>(利用停止請求権)</p> <p>第22条 何人も、自己を本人とする<u>保有個人情報</u>が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して他の条例又はこれに基づく規則の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>

改正後	改正前
<p>(特定個人情報の利用停止請求権)</p> <p>第22条の2 <u>何人も、自己を本人とする保有特定個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止に関して他の条例又はこれに基づく規則の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第7条の規定に違反して保有されているとき、第8条の2第1項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき</u> 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) <u>番号法第19条の規定に違反して提供されているとき</u> 当該保有特定個人情報の提供の停止</p> <p>2 <u>第11条第2項の規定は、前項の請求について準用する。</u></p> <p>(利用停止請求の方法)</p> <p>第23条 <u>前2条の規定による請求（以下「利用停止請求」という。）をしようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した利用停止請求書を提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(他の制度との調整等)</p> <p>第28条 <u>この条例は、法令等の規定により保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）の閲覧若しくは縦覧若しくは写しの交付又は保有個人情報の訂正の手続が定められて</u></p>	<p>(利用停止請求の方法)</p> <p>第23条 <u>前条の規定による請求（以下「利用停止請求」という。）をしようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した利用停止請求書を提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(他の制度との調整等)</p> <p>第28条 <u>この条例は、法令等の規定により個人情報を記録した情報の閲覧若しくは縦覧若しくは写しの交付又は保有個人情報の訂正の手続が定められている場合について</u></p>

改正後	改正前
いる場合については、適用しない。 2 (略)	は、適用しない。 2 (略)

○藤井寺市個人情報保護条例（平成11年藤井寺市条例第2号） 新旧対照表

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日施行）
（第4条関係）

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>(9) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項の規定により記録された特定個人情報をいう。</u></p> <p><u>(10) (略)</u></p> <p>(特定個人情報の利用の制限)</p> <p>第8条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報（<u>情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。</u>）を自ら利用してはならない。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(情報提供等記録の利用の制限)</u></p> <p><u>第8条の3 実施機関は、利用目的以外の目的のために情報提供等記録を自ら利用してはならない。</u></p> <p>(特定個人情報の提供の制限)</p> <p><u>第8条の4 (略)</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(特定個人情報の利用の制限)</p> <p>第8条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(特定個人情報の提供の制限)</p> <p><u>第8条の3 (略)</u></p>

改正後	改正前
<p>(保有個人情報の提供先への通知)</p> <p>第21条の2 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報（情報提供等記録を除く。）<u>の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</u></p> <p><u>2 実施機関は、訂正決定に基づき実施機関が保有する情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関の長以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</u></p> <p>(特定個人情報の利用停止請求権)</p> <p>第22条の2 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この節において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止に関して他の条例又はこれに基づく規則の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(保有個人情報の提供先への通知)</p> <p>第21条の2 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>(特定個人情報の利用停止請求権)</p> <p>第22条の2 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止に関して他の条例又はこれに基づく規則の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>

議案第 54 号

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について

○職員の退職手当に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第22号） 新旧対照表
（第1条関係）

改正後	改正前
<p>（自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 前項に規定する者のうち、傷病（<u>厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項</u>に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病をいう。次条第2項並びに第5条第1項及び第2項において同じ。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（3）（略）</p>	<p>（自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 前項に規定する者のうち、傷病（<u>地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項</u>に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病をいう。次条第2項並びに第5条第1項及び第2項において同じ。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（3）（略）</p>

○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年藤井寺市条例第1号） 新旧対照表
 （第2条関係）

改正後			改正前		
<p>附 則 （他の法令による給付との調整）</p> <p>第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第14条の2を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p>			<p>附 則 （他の法令による給付との調整）</p> <p>第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第14条の2を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p>		
傷病補償年金	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金（以下「旧船員保険法の障害年金」という。）	0.75	傷病補償年金	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金（以下「旧船員保険法の障害年金」という。）	0.75
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金（以下「旧厚生年金保険法の障害年金」という。）	0.75		国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金（以下「旧厚生年金保険法の障害年金」という。）	0.75
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金（以下「旧国民年金法の障害年金」という。）	0.89		国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金（以下「旧国民年金法の障害年金」という。）	0.89
	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定による障害厚生年金（以下単に「障害厚生年金」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）の規	0.73		厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定による障害厚生年金（以下単に「障害厚生年金」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）の規	0.73

改正後			改正前		
	定による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）			定による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）	
	障害厚生年金（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86		障害厚生年金（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金が支給される場合を除く。）	0.88		障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について	0.88
障害補償年金	旧船員保険法の障害年金	0.74	障害補償年金	国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定による障害共済年金（以下単に「障害共済年金」という。）又は障害厚生年金が支給される場合を除く。）	
	旧厚生年金保険法の障害年金	0.74		旧船員保険法の障害年金	0.74
	旧国民年金法の障害年金	0.89		旧厚生年金保険法の障害年金	0.74
	障害厚生年金及び障害基礎年金	0.73		旧国民年金法の障害年金	0.89
	障害厚生年金（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.83		障害厚生年金及び障害基礎年金	0.73
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金が支給される場合を除く。）	0.88		障害厚生年金（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.83
遺族補償年金	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金	0.80		障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について	0.88
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金	0.80	遺族補償年金	障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。）	
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90		国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金	0.80
	厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金（以下単に「遺族厚生年金」という。）及び国民年金法の規定による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第1項の規定により支給される遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。）	0.80		国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金	0.80
	遺族厚生年金（当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）	0.84		国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90
				厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金（以下単に「遺族厚生年金」という。）及び国民年金法の規定に	0.80

改正後		改正前	
	遺族基礎年金（当該補償の事由となった死亡について遺族厚生年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法の規定による寡婦年金	0.88	
2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。			よる遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第1項の規定により支給される遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。）
			遺族厚生年金（当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）
			遺族基礎年金（当該補償の事由となった死亡について国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金又は遺族厚生年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法の規定による寡婦年金
			2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。
(略)		(略)	
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金が支給される場合を除く。）	0.88	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。）

○職員の再任用に関する条例（平成13年藤井寺市条例第3号）新旧対照表
（第3条関係）

改正後	改正前
<p>附 則 （特定警察職員等への適用期日）</p> <p>第2条 <u>厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）附則第7条の3第1項第4号</u>に規定する特定警察職員等（附則第4条において「特定警察職員等」という。）である者については、平成19年4月1日から、改正法による改正後の法第28条の4から第28条の6まで及びこの条例第2条から第4条までの規定を適用する。</p>	<p>附 則 （特定警察職員等への適用期日）</p> <p>第2条 <u>地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）附則第18条の2第1項第1号</u>に規定する特定警察職員等（附則第4条において「特定警察職員等」という。）である者については、平成19年4月1日から、改正法による改正後の法第28条の4から第28条の6まで及びこの条例第2条から第4条までの規定を適用する。</p>

議案第 55 号

藤井寺市手数料条例の一部改正について

○藤井寺市手数料条例(昭和35年藤井寺市条例第1号) 新旧対照表(平成27年10月5日施行)
(第1条関係)

改正後			改正前						
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)						
1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 関係									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85条)第11条第1項第1号又は第3号から第7号までの規定による通知カードの再交付</td> <td>1枚</td> <td>500円</td> </tr> </tbody> </table>			事 務	単 位	金 額	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85条)第11条第1項第1号又は第3号から第7号までの規定による通知カードの再交付	1枚	500円	
事 務	単 位	金 額							
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85条)第11条第1項第1号又は第3号から第7号までの規定による通知カードの再交付	1枚	500円							
2 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号) 関係			1 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号) 関係						
(略)			(略)						
3 戸籍法(昭和22年法律第224号) 関係			2 戸籍法(昭和22年法律第224号) 関係						
(略)			(略)						
4 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号) 関係			3 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号) 関係						
(略)			(略)						

改正後	改正前
<u>5</u> 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）関係	<u>4</u> 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）関係
(略)	(略)
<u>6</u> 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）関係	<u>5</u> 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）関係
(略)	(略)
<u>7</u> 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）関係	<u>6</u> 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）関係
(略)	(略)
<u>8</u> 都市計画法（昭和43年法律第100号）関係	<u>7</u> 都市計画法（昭和43年法律第100号）関係
(略)	(略)
<u>9</u> 地方自治法（昭和22年法律第67号）関係	<u>8</u> 地方自治法（昭和22年法律第67号）関係
(略)	(略)
<u>10</u> 大阪府屋外広告物条例（昭和24年大阪府条例第79号）関係	<u>9</u> 大阪府屋外広告物条例（昭和24年大阪府条例第79号）関係
(略)	(略)
<u>11</u> 藤井寺市例規関係	<u>10</u> 藤井寺市例規関係
(略)	(略)
<u>12</u> その他	<u>11</u> その他
(略)	(略)

○藤井寺市手数料条例（昭和35年藤井寺市条例第1号）新旧対照表（平成28年1月1日施行）
（第2条関係）

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）関係			1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）関係		
事務	単位	金額	事務	単位	金額
(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85条）第11条第1項第1号又は第3号から第7号までの規定による通知カードの再交付	1枚	500円	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85条）第11条第1項第1号又は第3号から第7号までの規定による通知カードの再交付	1枚	500円
(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第28条第1項の規定による個人番号カードの再交付又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）第15条第2項から第4項までの規定による個人番号カードの返納後の個人番号カードの再交付	1枚	800円			
2 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）関係			2 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）関係		
(略)			(略)		
(4) 第20条第1項、第3項又は第4項に規定する戸籍の附票の写しの交付	1通	300円	(4) 第20条第1項、第3項又は第4項に規定する戸籍の附票の写しの交付	1通	300円
			(5) 住民基本台帳カードの交付		
			ア 第30条の4第1項の規定による新規交付	1枚	500円

改正後	改正前		
	イ 住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の18第1項の規定による再交付	1枚	500円
	ウ 住民基本台帳法施行令第30条の19第1項の規定による更新	1枚	500円

議案第 56 号

藤井寺市景観条例の一部改正について

○藤井寺市景観条例（平成25年藤井寺市条例第8号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第6条）</p> <p>第2章 景観計画の策定等（第7条—第11条）</p> <p>第3章 行為の規制等（第12条—第20条）</p> <p>第4章 景観地区（第21条—第27条）</p> <p>第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木（第28条—第33条）</p> <p>第6章 景観まちづくり推進団体（第34条）</p> <p>第7章 表彰及び支援（第35条・第36条）</p> <p>第8章 景観審議会及び景観アドバイザー（第37条・第38条）</p> <p>第9章 雑則（第39条）</p> <p>附則</p> <p>（景観計画）</p> <p>第7条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第6条）</p> <p>第2章 景観計画の策定等（第7条—第11条）</p> <p>第3章 行為の規制等（第12条—第20条）</p> <p>第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木（第21条—第26条）</p> <p>第5章 景観まちづくり推進団体（第27条）</p> <p>第6章 表彰及び支援（第28条・第29条）</p> <p>第7章 景観審議会及び景観アドバイザー（第30条・第31条）</p> <p>第8章 雑則（第32条）</p> <p>附則</p> <p>（景観計画）</p> <p>第7条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>

改正後	改正前
<p>4 市長は、景観計画を策定し、又は変更（規則で定める軽微な変更を除く。）しようとするときは、あらかじめ、<u>第37条第1項</u>に規定する藤井寺市景観審議会（同項を除き、以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。</p> <p>（計画提案をすることができる団体）</p> <p>第8条 法第11条第2項の条例で定める団体は、<u>第34条第2項</u>の規定により市長の認定を受けた景観まちづくり推進団体（同条第1項を除き、以下「推進団体」という。）とする。</p> <p>第4章 <u>景観地区</u></p> <p>（<u>景観地区の決定等の手続</u>）</p> <p><u>第21条</u> 市長は、<u>法第61条第1項</u>の規定により都市計画に景観地区を定めようとするとき、又は都市計画法（昭和43年法律第100号）<u>第21条第1項</u>の規定により景観地区に関する都市計画を変更（規則で定める軽微な変更を除く。）しようとするときは、<u>あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。</u></p> <p>（<u>計画の認定申請又は通知に係る事前協議</u>）</p> <p><u>第22条</u> <u>法第63条第1項</u>の規定による申請を行おうとする者又は<u>法第66条第2項</u>の規定による通知を行おうとする者は、<u>あらかじめ規則で定めるところにより、当該申請又は通知の内容について市長と協議することができる。</u></p> <p>（<u>認定申請に添付する図書</u>）</p> <p><u>第23条</u> <u>景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。）第19条第1項第6号</u>の条例で定める図書は、<u>法第63条第1項</u>の規定による申請に係る建築物の形態意匠を記載した図面その他規則で定めるものとする。</p>	<p>4 市長は、景観計画を策定し、又は変更（規則で定める軽微な変更を除く。）しようとするときは、あらかじめ、<u>第30条第1項</u>に規定する藤井寺市景観審議会（同項を除き、以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。</p> <p>（計画提案をすることができる団体）</p> <p>第8条 法第11条第2項の条例で定める団体は、<u>第27条第2項</u>の規定により市長の認定を受けた景観まちづくり推進団体（同条第1項を除き、以下「推進団体」という。）とする。</p>

改正後	改正前
<p><u>(認定の手續)</u></p> <p><u>第24条 市長は、市街地の良好な景観の形成のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、法第63条第1項の規定による認定に条件を付すことができる。</u></p> <p><u>(計画の認定に係る完了等の届出等)</u></p> <p><u>第25条 法第63条第2項の規定による認定を受けた者は、当該認定に係る行為を完了し、又は中止したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>2 前項の規定は、法第66条第2項の規定による通知を要する行為について準用する。</u></p> <p><u>(違反建築物に対する措置命令の手續)</u></p> <p><u>第26条 市長は、法第64条第1項の規定により違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。</u></p> <p><u>(建築物の適用除外)</u></p> <p><u>第27条 法第69条第1項第5号の条例で定める良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれが少ない建築物は、次に掲げるものとする。</u></p> <p><u>(1) 地下に設ける建築物</u></p> <p><u>(2) 仮設の建築物</u></p> <p><u>(3) 第15条第2号で定める建築物</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める建築物</u></p> <p><u>第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木</u></p>	<p><u>第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木</u></p>

改正後	改正前
<p>(景観重要建造物の指定及び解除)</p>	<p>(景観重要建造物の指定及び解除)</p>
<p>第28条 (略)</p>	<p>第21条 (略)</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>
<p>(景観重要建造物の指定の提案)</p>	<p>(景観重要建造物の指定の提案)</p>
<p>第29条 法第19条第1項又は第2項の規定により推進団体は、景観計画区域内の建造物（その活動する土地の区域内の建造物に限る。）が省令第6条各号に掲げる基準に該当するものであると認めるときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、当該建造物の所有者（所有者が2人以上いるときは、その全員をいう。次項及び第3項において同じ。）の同意を得て、市長に対し、景観重要建造物として指定することを提案することができる。</p>	<p>第22条 法第19条第1項又は第2項の規定により推進団体は、景観計画区域内の建造物（その活動する土地の区域内の建造物に限る。）が<u>景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。）</u>第6条各号に掲げる基準に該当するものであると認めるときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、当該建造物の所有者（所有者が2人以上いるときは、その全員をいう。次項及び第3項において同じ。）の同意を得て、市長に対し、景観重要建造物として指定することを提案することができる。</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>
<p>(景観重要樹木の指定及び解除)</p>	<p>(景観重要樹木の指定及び解除)</p>
<p>第30条 (略)</p>	<p>第23条 (略)</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>
<p>(景観重要樹木の指定の提案)</p>	<p>(景観重要樹木の指定の提案)</p>
<p>第31条 (略)</p>	<p>第24条 (略)</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>
<p>(景観重要建造物の管理の方法の基準)</p>	<p>(景観重要建造物の管理の方法の基準)</p>

改正後	改正前
<p>第32条 (略)</p> <p>(景観重要樹木の管理の方法の基準)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>第6章 景観まちづくり推進団体</p> <p>(景観まちづくり推進団体の認定及び取消し)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第7章 表彰及び支援</p> <p>(表彰)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(支援)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>第8章 景観審議会及び景観アドバイザー</p> <p>(藤井寺市景観審議会)</p>	<p>第25条 (略)</p> <p>(景観重要樹木の管理の方法の基準)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>第5章 景観まちづくり推進団体</p> <p>(景観まちづくり推進団体の認定及び取消し)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第6章 表彰及び支援</p> <p>(表彰)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(支援)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>第7章 景観審議会及び景観アドバイザー</p> <p>(藤井寺市景観審議会)</p>

改正後	改正前
<p>第37条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 審議会は、専門的事項について調査審議するため、<u>専門委員</u>を置くことができる。</p> <p>7 (略)</p> <p>(藤井寺市景観アドバイザー)</p> <p>第38条 市長は、市民、事業者等に対し、本市の景観形成の推進を図るために必要な情報を提供し、又は専門的助言をするため、藤井寺市景観アドバイザーを<u>置く</u>。</p> <p>2 <u>藤井寺市景観アドバイザーについて必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>第9章 雑則</p> <p>(委任)</p> <p>第39条 (略)</p>	<p>第30条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 審議会は、専門的事項について調査審議するため、<u>専門部会</u>を置くことができる。</p> <p>7 (略)</p> <p>(藤井寺市景観アドバイザー)</p> <p>第31条 市長は、市民、事業者等に対し、本市の景観形成の推進を図るために必要な情報を提供し、又は専門的助言をするため、藤井寺市景観アドバイザーを<u>置くことができる</u>。</p> <p>第8章 雑則</p> <p>(委任)</p> <p>第32条 (略)</p>

